

# 中国四国厚生局 職員の日

## 山口事務所の仕事

山口事務所では、山口県内の保険医療機関・保険薬局等に関する業務を行っています。事務所には審査課と指導課の2つの課があり、審査課では保険医療機関の指定や保険医療機関等から提出された届出の審査、指導課では保険医療機関等に対する指導・監査を行っています。

## 指導課の仕事

私が担当している指導業務は、保険診療・保険請求のルールを医療機関等に周知徹底するために行うもので、複数の医療機関等に対してセミナー形式で制度やルールの説明を行ったり、個別に医療機関等をお呼びして面接懇談形式で保険請求の内容や妥当性を確認したりしています。

このような指導業務を通して、皆様にも身近な存在である医療保険制度を健全に運営し、適正化できるよう日々取り組んでいます。



山口事務所 指導課

松本 健吾

Matsumoto Kengo

[平成30年度採用]

## 現在の主な業務内容

以下の医療機関等に対する指導・監査

- 保険医療機関、保険薬局
- 柔道整復師
- 保険医、保険薬剤師
- あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師
- 訪問看護ステーション

・ 8 ・ 9 ・ 10 ・ 11 ・ 12 ・ 13

・ 14 ・ 15 ・ 16 ・ 17 ・ 18 ・

### 8:30 出勤、メール確認

出勤したら、まずはメールを確認します。

他の職員に向けて、一日の自分の予定や業務の進捗状況を共有するため「朝メール」を送ります。

今日は午後から指導があるので、その最終準備を行います。

### 12:00~13:00 昼休憩

待ちに待ったランチタイム。いつもは事務所の近くで食べますが、指導がある日は公用車で遠出することもあります。

### 9:30 打ち合わせ

指導を実施する前に、担当者間で打合せを行います。

指導の場で確認すべき事項の共有を行い、効率的・効果的な指導となるよう努めています。



### 14:00~16:00頃 指導業務

保険医療機関に対する指導を行うため、会場へいざ出張！

指導は大体1~2時間程度で終了しますが、限られた時間で資料の確認や相手方へのヒアリングを行う必要があります、これが結構忙しい…。

指導が終わった後も、確認した事項のとりまとめや書類作成など、やることは多いですが、その分得られる達成感もひとしおです。

ちなみに、毎日指導があるわけではない（月に数回程度）のでご安心ください。

### 17:15 退庁

退庁後は、ジムで汗を流したり家でゆっくりしたり、気ままに過ごしています。

事務所の近くには「一の坂川」という四季折々の風景を楽しめる名所があり、風情を感じながら帰路に着きました。

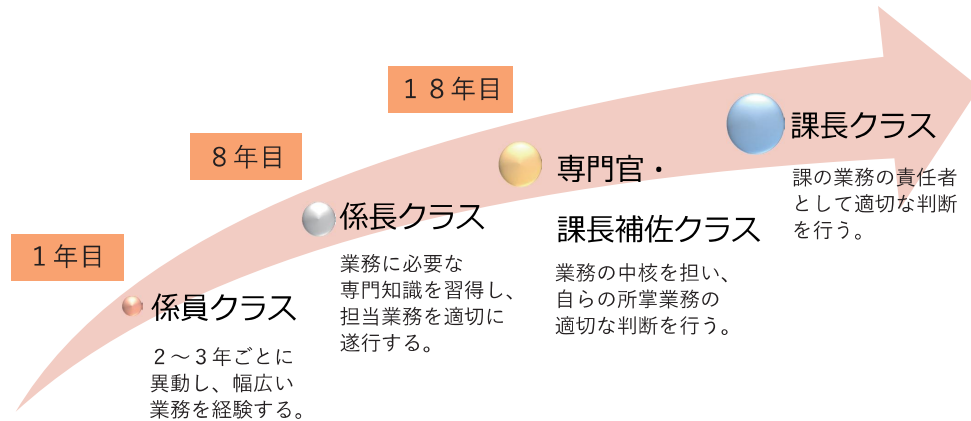


# 中国四国厚生局入局後のキャリアパス ワーク・ライフ・バランス

中国四国厚生局では、2～3年ごとに異動し、幅広い業務を経験します。その中で、知識を蓄積し、専門性を磨き、厚生行政のスペシャリストとして活躍することができます。

また、厚生労働省本省、日本年金機構、他の地方厚生（支）局、市区町村など、中国四国厚生局以外の部署への出向の機会もあります。

## 《キャリアパス（例）》



※これは一例です。それぞれのキャリアパスは、本人の適性、人事評価などにより異なります。

## 《ワーク・ライフ・バランス》

### 超過勤務縮減

週2回の一斉定時退庁日（水・金）の呼びかけの他、定時後のミーティングの原則禁止など超過勤務縮減に取り組んでいます。

### 妊産婦及び育児を行う職員への配慮

女性の産前・産後休暇や育児休暇のみならず、子どもが生まれた全ての男性職員に対し、「男の産休」＜配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）＞の7日取得をはじめ、育児休暇の取得を勧奨しています。



### 柔軟な勤務時間

フレックスタイム制の導入により、勤務時間を柔軟に変更することができます。

## 育児休業の取得

中国四国厚生局では、女性の育児休業取得はもちろん、男性職員の育児休業の取得を推奨しています。

実際に育児休業を取得した2名の男性職員に取得した際の様子や周りの環境などの育児休業制度を利用した感想について聞いてみました。

## 令和6年度 育児休業取得



会計課  
畷光 貴之  
Unemitsu Takayuki

第一子誕生後、妻の仕事復帰に合わせて育児休業を1か月取得しました。

育児休業中、初めて1人で立つ瞬間や食べることのできる食材が増えていく様子等、子の成長を間近で感じたり、子のペースに合わせて保育園の慣らし保育へ一緒に通ったりと、有意義に時間を使うことができました。

復職後、子の発熱等で急遽退勤したり、1日休暇を取得したりすることもあります。子の看護等休暇等の各種制度があるため、安心して働くことができます。

## 令和6年度、令和8年度 育児休業取得

第一子誕生に伴い3か月、第二子誕生に伴い半年間、育休を取得させていただきました。

日々成長していく息子たちとの毎日は大変なことも多かったです。そばでずっと成長を見守ることができ、何にも代えがたい時間でした。

また出産を頑張ってくれた妻のサポートもできて良かったです。

育休後復帰した際も、息子の体調不良や参観日など、いろいろなことがあっても休みやすい環境や、フレックス制度を使って保育園の送迎をできる環境が整っており、安心して育児と仕事の両立ができています。



総務課  
三田 彪史  
Sanda Takeshi